

いなべ市長 日 沖 靖 様

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会
会長 伊 藤 裕

個人情報の外部提供について（答申）

平成 23 年 3 月 10 日付けい長寿第 467 号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の意見

実施機関が保有する個人情報のうち次項に掲げるものを下記第 3 項の者へ提供することについては、公益性があると判断する。

2 外部提供に係る個人情報取扱事務及び個人情報の項目

住民基本台帳情報のうち、満 65 歳以上の住民に係る氏名（漢字及びフリガナ）、住所、生年月日及び性別

3 外部提供先

いなべ市の区域に置かれた民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 5 条の規定に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員

4 個人情報を外部提供することに公益性があると認める理由

実施機関の保有する住民基本台帳情報を民生委員へ提供することは、地域における高齢者のうち援護を必要とする者の把握等に資するものと考えられ、このことにより民生委員による高齢者に対する日常の見守り活動の充実が図れるものと思料する。

情報の提供方法については、実施機関において取扱いに関する要綱を定めることとされ、提供の範囲、取扱い上の注意事項が明らかにされるなど提供時における適正確保が図られている。

よって、今次、実施機関の保有する個人情報を上記の範囲内で外部提供することについては、地域における高齢者の生命、財産等の保護に寄与し、公益性があると認められ、個人情報の本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないと判断する。

なお、資料として付された「いなべ市民生委員児童委員に対する個人情報の提供

に関する要綱（案）」については、個人情報を提供しようとする目的が高齢者の福祉向上を意図したものであることをより明らかにすべきであるとの意見を添える。

5 附属資料

いなべ市民生委員児童委員に対する個人情報の提供に関する要綱（修正案）

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成 23 年 3 月 11 日	諮問書受理
平成 23 年 4 月 14 日	実施機関の説明及び審議（第 32 回審査会）
平成 23 年 5 月 19 日	審議及び答申（第 33 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際人間科学部教授
会長代理	杉岡 治	弁護士
委 員	伊藤 征記	地元有識者
委 員	杉浦 肇	弁護士

以上